

質問第一〇二号

総理大臣公邸に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月十五日

加賀谷 健

参議院議長 平田 健二 殿



## 総理大臣公邸に関する質問主意書

一 国家公務員宿舎法は総理大臣及び国务大臣の公邸を設けることを定めているが、現在存在する国务大臣公邸と、各公邸が利用されているか否か示されたい。

二 総理大臣公邸が設置されている目的、意義について示されたい。

三 総理大臣公邸は平成十七年に旧総理大臣官邸を移築、改修して作られたが、その総事業費を示されたい。

四 現在の総理大臣公邸が設置された平成十七年以降の約八年間のうち、実際に総理大臣が居住した期間を明らかにされたい。また、平成十七年以降の各総理大臣別の居住期間も併せて示されたい。

五 安倍総理は現在総理大臣公邸に居住していないが、その理由を示されたい。また、公邸に居住しないこととで安全保障面を含め、何ら問題はないのか。

六 安倍総理は総理大臣公邸に引っ越す予定はあるのか。あるとすれば、いつ頃を予定しているのか。

七 旧総理大臣官邸である総理大臣公邸には、二・二六事件等の幽霊が出るとの噂があるが、それは事実か。安倍総理が公邸に引っ越さないのはそのためか。

八 首都直下型地震等災害時に、総理大臣公邸は避難を必要とする一般国民を受け入れるのか。それとも危機管理などを理由に一切受け入れないのか。また、公邸には災害時の食糧等は備蓄されているのか。

右質問する。